



## 第6章 計画推進体制

### 第1節 計画の推進主体の役割

#### ○家庭・個人の役割

食育は、個人の食生活にかかわる問題であることから、市民一人ひとりによる理解と実践が重要となります。家族そろっての食事は、食事のマナーを知り、「いただきます」、「ごちそうさま」のあいさつで食べものへの感謝の気持ちを培い、家族とのコミュニケーションをはかる場となります。家庭が基本となって、家族が望ましい食習慣の定着や食育に積極的に取り組むことが大切です。

特に子どもをもつ家庭においては、現在の「食生活」を振り返り、望ましい食習慣を形成することを心がけ、子どもの正しい生活習慣や食習慣を身につけられる環境を作っていくことが求められています。

#### ○保育所（園）、幼稚園、学校の役割

保育所（園）・幼稚園では、子どもの発達段階に応じた食育を推進するために、収穫体験などを実施し、食材に触れることにより、食べ物を大切にすることや調理をしようとする意欲を育てます。

また、歯の生えかわりにより、歯や口の状態や機能が大きく変化する時であることから、むし歯予防や歯や口の健康について親子で学ぶ機会を提供し、生涯にわたり実践していく基礎を作ります。

学校では、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間や給食の時間などを通して食文化、食材の選び方、調理の仕方などを学ぶ機会があります。各校で定める「食に関する指導の全体計画」に基づき指導するとともに、「食に関する指導の手引き」を活用した指導などを進めます。

#### ○地域の役割

食育は一人ひとりが進めていくことが基本ですが、地域のイベントなどで啓発を行うなど、地域ぐるみで食育の推進に取り組んでいく必要があります。

地域で活動する団体やボランティア、行政や保育所（園）、幼稚園、学校などと協力しながら、広く食育を推進します。

#### ○事業者、生産者などの役割

事業者は、食品の安全性の確保、適正表示、栄養成分表示、消費者への体験の場の提供などを行い、食育を推進します。また、「うちのお店も健康づくり応援団の店」をはじめ、産業界のさまざまな食育活動を通じて、市民の食生活を支えています。

さらに、生産者は、関係団体などと協働して、学校給食への地場産食材の提供など地産地消への取り組みを進めるとともに、農業や環境に対する市民の理解を深めることで食育を推進します。



### ○市の役割

国、府、関係団体とともに、家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、地域、事業者、生産者などさまざまな推進主体との連携を図りながら、地域の特色を活かした食育に取り組みます。また、それぞれのライフステージに応じた食育への取り組みを提案し、健全な食生活を営めるよう支援します。

また、食育に関する人的資源の活用、情報発信をするとともに、各推進主体の連携が活発になるような環境整備などを積極的に行い、計画を推進します。

## 第2節 計画の推進

### ○関係機関などとの連携

本計画の推進にあたっては、保健、教育、保育、環境、生産、流通、産業など広範な分野の関係機関と連携を図っていきます。そして国や大阪府などとの密接な連携のもと、食育の総合的かつ効果的な推進に努めます。

### ○市民による食育の推進の支援

食育の推進にあたっては、市民の積極的な取り組みが必要不可欠です。活動に取り組む市民や地域で活動する食育に関するさまざまな団体などを引き続き支援するとともに、市民や地域活動と行政などが一緒に食育活動に取り組んだり、さまざまな地域活動が相互に連携して取り組むなど、活動に広がりをもてるよう積極的に支援を行います。

### ○計画の進行管理と評価

「豊中市食育推進協議会」において進行管理と評価などについて意見交換を行います。庁内においては、関係部署からなる「豊中市食育推進連絡会議」が中心となり、計画に基づいた推進施策の進行管理にあたります。